

## 荒川将来像計画 2010 地区別計画〔北区〕（案）に関するパブリックコメント（区民意見公募手続）の実施結果について

### 1. 概要

意見提出期間：平成24年10月1日（月）～平成24年11月1日（木）

意見提出者数：1名（持参）

意見件数：10件

周知方法：北区ニュース（10月1日号）、北区ホームページ、区政資料室、赤羽図書館、豊島地域振興室、志茂地域振興室、浮間地域振興室、荒川知水資料館、道路公園課

### 2. 提出された意見の概要とそれに対する区の考え方

#### 第1章 地区別計画とは

##### 1.2地区別計画の位置付け

No	意見の概要	件数	区の考え方
1	旧荒川蛇行の放水路内飛地地籍（例：豊島五丁目の荒川右岸）は隣接自治体と協議のうえ計画策定する。	1	荒川将来像計画2010地区別計画は、先に策定されました「推進計画」を踏まえ、沿川2市7区にそれぞれ策定されるものです。したがって、地区別計画（北区編）に定める方針等は、「推進計画」に設定した土地利用のゾーニング計画に適応しており、このゾーニングは行政界にとらわれることなく連続性を保つよう配慮されております。
2	並行する新河岸川の右岸に、荒川・隅田川と一体的・連続的なテラス整備の推進を位置付ける。	1	地区別計画は、荒川における取り組みをまとめるものであり、新河岸川は対象になっていません。なお、北区都市計画マスタープランでは、新河岸川沿いにおいて、水辺空間、親水空間の保全とともに散策のネットワークの形成をまちづくりの方針として定めております。

## 第2章 荒川の整備方針

### 2.1基本方針

No	意見の概要	件数	区の考え方
3	高水敷横断路を500m間隔に整備する。低水護岸天端縦断路を全川整備する。対岸との交流に低水敷航路を跨ぐ低水敷歩道橋を整備する。	1	散策ネットワークの形成として、適宜、縦横断方向の散策路整備を盛り込んでおります。また、堤防より低い橋は、治水上の理由（洪水流の流下妨害、部材の流出による二次被害など）により整備は難しいと考えております。
4	環境拠点として、防災併設ログハウス「東京北ビジターセンター」設置、赤羽岩淵ブロックは荒川知水資料館を活用する。	1	様々な協働活動を推進する場として、荒川知水資料館を活用することが出来ます。新たな拠点施設の整備は、難しいと考えております。

### 2.3ブロック別整備方針

#### 2.3.1北赤羽ブロック

No	意見の概要	件数	区の考え方
5	北赤羽ブロックの河川防災ステーションを中心に、江東区有明の防災公園を踏まえ「東京北広域総合防災公園」を整備する。	1	河川防災ステーションが整備されている北赤羽ブロックは、東京臨海部とは地域特性が異なるため、広域総合防災公園の整備は難しいと考えております。
6	バードサンクチュアリーへの拡充整備、低水護岸を木工沈床と干潟とヨシ原に改造、ゴルフ場内の自然度向上を図り、都立浮間公園から続く長大な「東京北野鳥の楽園」を形成する。「荒川の将来を考える協議会」でゴルフ場との調整をはかり共存する。	1	北赤羽ブロックの「整備方針」として、オオヨシキリの生息する良好なヨシ原の創出、自然地の保全、ゴルフ場内のエコアップ、干潟の保全を掲げています。また、木工沈床は水深に応じた適・不適の検証も必要であり、ゴルフ場との共存も含めて北区荒川市民会議（学識者、区民、占用者、行政などで構成）等で幅広く意見を交換してまいります。

### 2.3.2赤羽岩淵ブロック

No	意見の概要	件数	区の考え方
7	北赤羽駅から岩淵水門にかけてのエリアは、北区を代表するレクリエーション拠点となっていることから、交通アクセスとして既設鉄道駅に加え、現在のバス停を変更し、新荒川大橋南詰に両方向バスベイを新設する。	1	ご意見のとおり、交通アクセスの改善は必要と考えておりますので、赤羽岩淵ブロックの「課題」として追記することといたしました。荒川への交通アクセスの改善に向け、今後の利用状況等を踏まえ、交通事業者等へ申し入れてまいります。【21ページ】
8	岩淵リバーステーションをはじめ、区内防災船着場に東京水辺ラインの発着を誘致要請し、防災のみならず河川の治水、利水環境をPR等、更なる活用をする。	1	赤羽岩淵ブロックの「整備方針」として、岩淵リバーステーションの有効活用を図ることとしており、活用方策の中に水上バスの利用促進も含まれております。なお、荒川以外に整備された船着場は、地区別計画の対象ではありませんので、ご意見として受け止めさせていただきます。

### 第4章 地区別計画の実現に向けて

No	意見の概要	件数	区の考え方
9	事業推進を図るため、近年の増大する諸問題の解決、併せて監視・取締り・罰則強化に向け、国土交通省・北区・沿川区民ほかで構成する「荒川の将来を考える協議会」により諮問勧告する。	1	「荒川の将来を考える協議会」は、沿川自治体首長（市長・区長）と河川管理者（国土交通省荒川下流河川事務所長）によって構成され、長期的、広域的な視点に立ち、荒川の将来に向けた具体的な行動の実施主体として、主導的な役割を担うことを目的に設立されています。事業推進（地区別計画の実現）に向けて、諸問題を解決するため議論してまいります。
10	荒川水系下流域30kmを仮称「東京荒川自然公園」指定に向けて研究検討する。	1	広域に渡る案件ですので、ご提案として受け止めさせていただきます。